

島根原子力発電所における放射線測定設備の取替工事について

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という）第11条第1項に基づく放射線測定設備の取替工事を以下のとおり実施します。

1. 工事の概要

島根原子力発電所の敷地境界付近に設置しているモニタリングポスト全6局舎(No.1～No.6)のうち、3局舎(No.2, No.4, No.6)の低レンジモニタ用の検出器(NaI(Tl)シンチレーション式検出器)および計測部ユニットの取替を実施します。

2. 現況届・性能検査の対象設備

(1) 対象設備

モニタリングポスト3局舎(No.2, No.4, No.6)

(2) 検査の対象設備

- ①低レンジモニタ用検出器(NaI(Tl)シンチレーション式検出器)
- ②低レンジモニタ用計測部ユニット

3. 工事の方法

(1) 検出器および計測部ユニットの取替

取替は1局舎毎に実施することとし、3局舎全ての取替完了後、社内検査により設備の健全性を確認した後に原災法第11条第3項に基づく現況届を行い、性能検査を受検します。

(2) 工事期間中の環境放射線監視方法

工事期間中の測定データが欠測する間は、高レンジモニタおよび作業対象の局舎を除いた3局舎(No.1, No.3, No.5)による測定・監視を行うとともに、取替対象の現地局舎付近に、可搬式モニタリングポストを設置し、中央制御室等にデータを伝送し監視できるようにします。

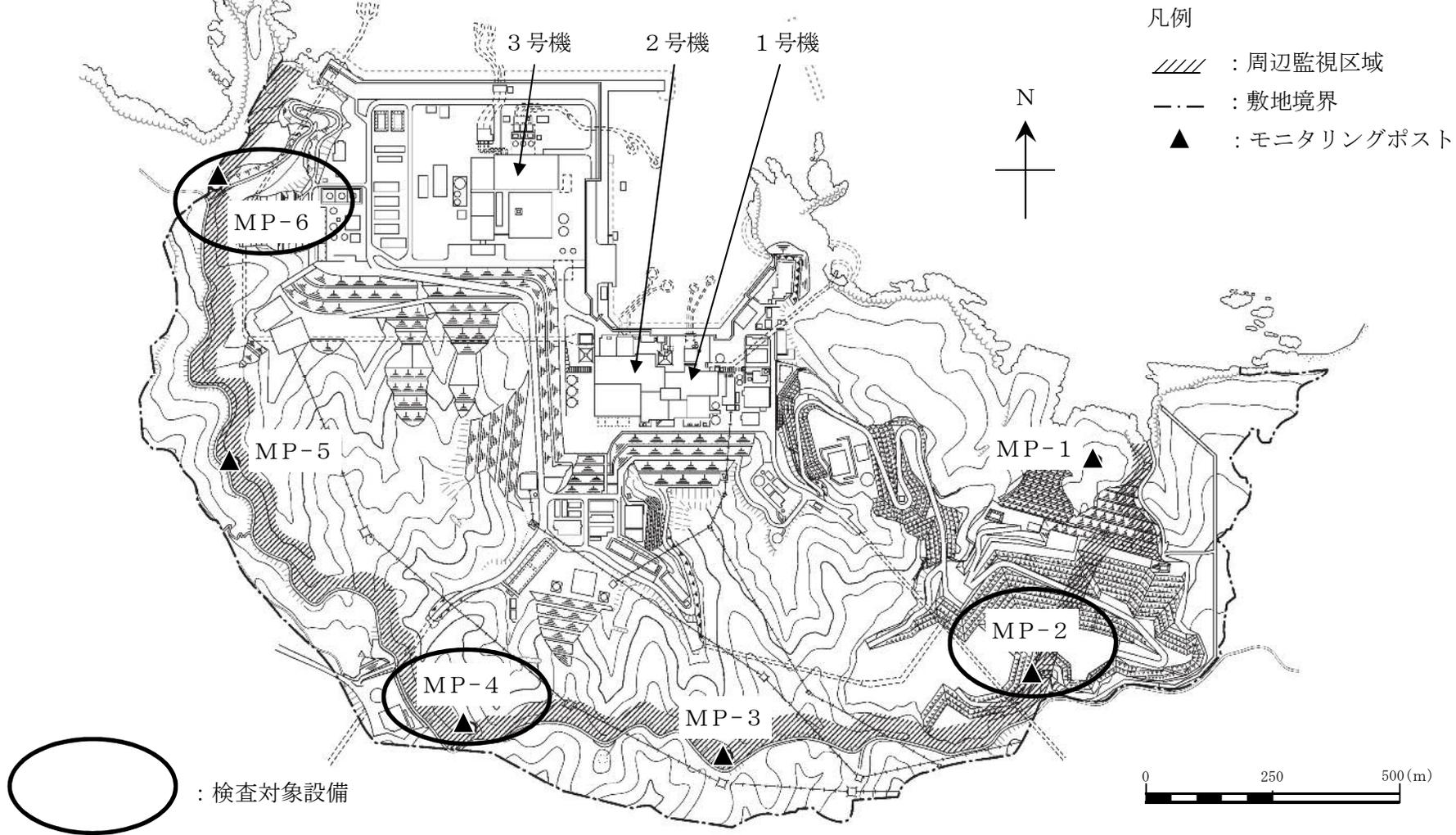
なお、工事期間中は、対象のモニタリングポストによる外部伝送を停止しますが、警戒事態または原子力規制庁殿からデータ送付要請があった場合には、可搬式モニタリングポストに記録されたデータから、事象発生前・事象発生直後のデータを採取し、原子力規制庁殿(緊急事案対策室、緊急時ネットワーク監視センター)および島根原子力規制事務所殿に送付します。

4. 添付資料

- (1) 発電所敷地周辺の放射線測定設備配置図
- (2) 島根原子力発電所 モニタリングポスト(No.2,4,6)低レンジ検出器取替工事 工程表(案)
- (3) モニタブロック線図

以上

名 称	測定対象	測定器種類, 測定レンジ
モニタリングポスト (MP-1～6)	空気吸収線量率	NaI(Tl)シンチレーション: 1.0nGy/h～1.0 ⁵ nGy/h 電離箱: 1.0nGy/h～1.0 ⁸ nGy/h



発電所敷地周辺の放射線測定設備配置図

島根原子力発電所 モニタリングポスト(No.2,4,6)低レンジ検出器取替工事 工程表(案)

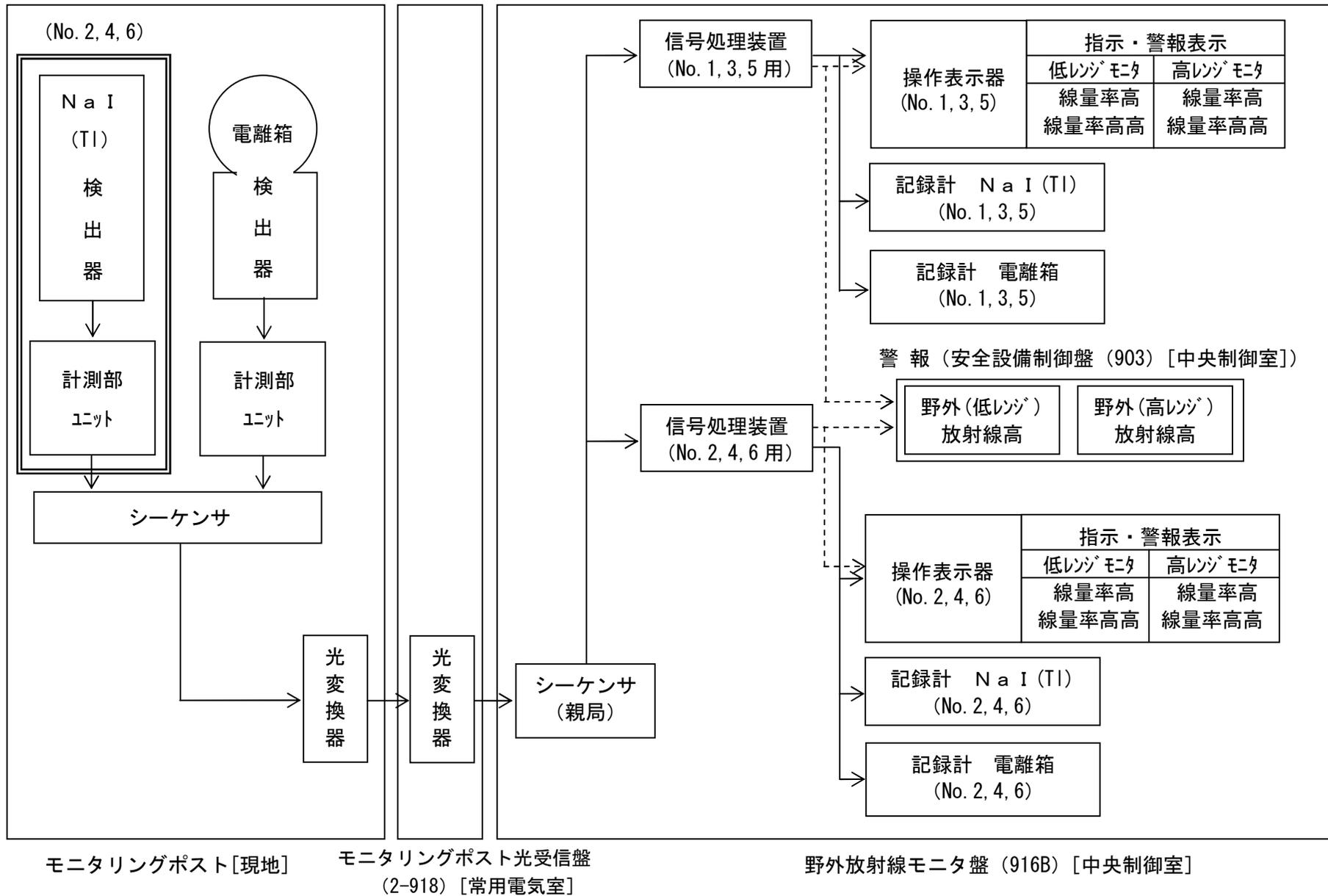
: 機器取替
 : モニタリングポスト点検に伴う外部への伝送停止
 : 社内検査
 : 原災法に基づく性能検査(予定)

番号	点 検 日 点 検 項 目	2020年10月				2020年11月				2020年12月			
		第1週	第2週	第3週	第4週	第1週	第2週	第3週	第4週	第1週	第2週	第3週	第4週
1	共通イベント							● MP-2,4,6 現況届出, 性能検査申請 				● MP-2,4,6	
MP-6	低レンジ検出器取替 盤改造				 機器取替(調整・試験含む)								
	外部への伝送停止												
MP-4	低レンジ検出器取替 盤改造				 機器取替(調整・試験含む)								
	外部への伝送停止												
MP-2	低レンジ検出器取替 盤改造					 機器取替(調整・試験含む)							
	外部への伝送停止												

注1: 工事工程は、天候不順等により変更となる場合があります。

: 更新範囲

→ : 線量率 --> : 警報



モニタブロック線図